

林業経営体育成対策（林業機械リース支援）事業実施要領

（趣旨）

第1条 林業経営体育成対策（林業機械リース支援）事業（以下「事業」という。）の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）、林業成長産業化総合対策実施要綱（平成30年3月30日付け29林政政第892号農林水産事務次官依命通知）、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）（以下「国要綱」という。）、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）（以下「国要領」という。）、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（事業の目的）

第2条 林業現場では、依然として人手に頼る作業が多く、省力化、林業担い手の労働強度の軽減が重要な課題となっている。

そのため本事業では、林業現場作業における林業機械のリース導入を支援することで、林業現場の省力化や生産性の向上を図ることを目的とする。

（事業の実施）

第3条 事業実施主体は補助金に係る事業実施計画承認申請、交付申請、請求、実績報告等の事務手続きについては、事業実施主体が所在する所管の広域本部長（ただし、阿蘇及び球磨地域振興局管内にあっては所管の地域振興局長、県央広域本部管内にあっては、上益城地域振興局長とする。以下、「広域本部長等」という。）を経由し、知事に提出するものとする。

（事業実施計画承認申請及び変更計画承認申請）

第4条 要項第3条の事業実施計画書の様式は、別記第1号様式によるものとし、計画書の作成にあたっては、育成経営体の選定基準と合致させること。

2 前項の計画書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) リース物件の予定価格が分かる資料（見積書等）の写し
- (2) 機械カタログ、仕様書
- (3) 事業により取得した物件の使用に関する誓約書（国要綱別記様式第11号）
- (4) 別記第2号様式（事業計画に係る指標管理シート）
- (5) 別記第3号様式（導入する機械設備等が国要領のその他に該当する場合）
- (6) 別記第4号様式（導入するリース物件の金額が国要領で定める上限額を超える場合）

3 要項第5条に規定する事業実施変更計画書は別記第1号様式を準用するものとする。

(事業実施計画の承認及び内示)

第5条 知事は、要項第4条の規定に基づく事業実施計画を承認する場合は、別記第5号様式により通知するものとする。

2 知事は、要項第5条に規定する事業実施計画変更承認申請があった場合において、承認する場合は、別記第5号様式を準用し、事業実施主体に通知するものとする。

(補助金の交付申請、変更申請)

第6条 要項第6条第2項第1号及び第8条第2項に規定する事業実施(変更)計画書は別記第1号様式によるものとする。

(補助金交付決定前着手)

第7条 要項第9条第1項の当該承認申請書の様式は、別記第6号様式によるものとする。

2 知事は、前項の補助金交付決定前着手承認申請書の提出があった場合、内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の交付決定前着手を承認し、別記第7号様式により事業実施主体に通知するものとする。

(事業の着手届及び完了届)

第8条 事業実施主体は、事業に着手、又は完了したときは、速やかに事業着手(完了)届(別記第8号様式)を広域本部長等に提出するものとする。なお、事業完了届にはリース契約書(物件の取得価格及び支払済みであることが確認できるもの)を添付すること。

(県の確認検査)

第9条 広域本部長等は、前条の事業完了届の提出があった場合は、事業実施及び完了の適否について、次のとおり確認検査を行うものとする。

(1) リース契約書、領収書等の確認

(2) リース契約書等と本事業でリースした機械・機器との比較確認(仕様、数量等)

(実績報告)

第10条 要項第13条第2項第1号に規定する事業実績書は、別記第9号様式によるものとする。

2 広域本部長等は、実績報告を進達する際に確認検査調書(別記第10号様式)の写しを添付するものとする。

(概算払いの請求)

第11条 事業実施主体は、規則第16条及び要項第15条第2項に基づき補助金等の交付を概算払いにより受けようとするときは、出来高調書(別記第11号様式)を作成し、請求書に添付するものとする。

(関係書類の整理)

第12条 規則第23条に規定する証拠書類は、次に掲げる関係書類等とし、整理・保存しておくものとする。

(1) 経理関係書類

ア) 金銭出納簿

イ) 負担金・分担金徴収台帳

ウ) 証ひょう書類(見積書、請求書、入金伝票、領収書、借用証書等)

(2) 往復文書・稟議書

補助金の交付申請から実績報告に至るまでの申請書類、承認・補助金交付決定書類、設計書類等

(3) 施設管理又は利用規程

ア) 管理規程又は利用規程

(事業完了後の機械の管理)

第13条 機械の管理

事業により導入したリース物件は、常に良好な状態で管理し、定められた耐用年数に留意のうえ、その目的に沿って最も効率的な運用を図るものとする。リース期間満了後のリース物件は、再リース、リース事業者への返還又は廃棄がなされるものであること。

2 管理主体

機械の管理は、原則として、事業実施主体がこれを行うものとする。ただし、事業実施主体が直接管理することが不適当な場合には、その機械の利用目的の達成により適した団体(以下「管理団体」という。)にこれを管理させることができるものとする。この場合、事業実施主体はその旨を知事に届け出てその指示を受けるものとする。

3 管理方法

管理の状況を明確にするため、リース物件の種類、型式、リース物件価格、所在及び取得年月日を記載した台帳を備えるものとする。

4 達成状況の報告

事業実施主体は、第5条で作成した素材生産の計画について、リース期間完了年度までの達成状況を別記第12号様式により、翌年度の4月30日までに、本部長等を経由し知事に提出するものとする。

5 改善措置等

前項の報告の結果、素材生産の計画達成率が3年間連続して70%未満となった

場合、又は単年度で50%以下となった場合には、低調となった要因及び改善に向けた取り組みについて知事に報告することとする。

(途中解約の禁止)

第14条 事業実施主体は、貸付期間中のリース契約の解約はできないものとする。
ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額解約金として事業実施主体がリース会社に支払うものとする。

(機械の再貸付)

第15条 再貸付は、林業生産活動等に積極的に取り組む者又は今後積極的に取り組む意思のある者に対して機械の貸付けを行うものとし、貸付契約の締結に当たっては、事業実施主体は、あらかじめ、県知事に別記第13号様式により協議するものとする。

(調査及び報告)

第16条 知事は、この要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて事業実施主体に対し調査し、報告を求め、指導することができるものとする。

(労働安全対策、経営基盤の強化等に関する取組)

第17条 事業に取り組むにあたり、労働安全性の確保と経営基盤の強化等の観点から、労働安全管理体制の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化、持続的林業経営の確立などを進めるために事業を活用することに努めること。

附 則

- 1 この要領は、平成30年7月31日から施行する。
- 2 この要領は、令和元年6月19日から施行する。
- 3 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 4 この通知による改正前の本要領に基づき実施された事業に係る報告等については、なお従前の例による。
- 5 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 6 この要領は、令和5年6月26日から施行する。
- 7 この要領は、令和6年6月4日から施行する。

別記第1号様式【第4、6条関係】

年度（ 年度）林業経営体育成対策（林業機械リース支援）事業実施（変更）計画書

事業実施主体の概要

- 1 組織名
- 2 代表者名
- 3 熊本県版育成経営体登録番号

4 事業計画概要

◇機種及び事業費

導入機械名	導入数量 (台)	事業費 (リース物件 価格) (税込み) (千円)	残存価格 (千円)	交付金額 (千円)	リース 期間 (年)	法定耐用 年数 (年)
計						

5 機種選定理由 ※注：その機械でなければならない理由を具体的に記載すること。

- (1) 選定機種の特性（機械の規格、性能）
- (2) 事業実施主体の特性（年間取扱量）
- (3) 事業実施主体の現状（なぜ当該機械が必要なのか）
- (4) メリット
(導入することで何がかわるか変更前と変更後の作業システム等を示し説明すること)

6 育成経営体選定申請書の内容、過去の事業実績及び目標値との整合

別記第2号様式のとおり

年度林業経営体育成対策（林業機械リース支援）事業計画添付資料

(1) 今回の要望における指標の設定

導入年度	導入機械	個別指標		現状値	要望年度	導入年度	導入1年次	導入2年次	導入3年次	導入4年次	目標年度	備考	
		現状値	増加量										
	主伐	木材生産量		0							0		
		木材生産性		0.00							0.00		
		間伐	木材生産量		0							0	
			木材生産性		0.00							0.00	

(2) 育成経営体目標及び過去の補助事業における高生産林業機械導入目標・実績

導入年度・事業名	導入機械	個別指標		7割ポスター	達成状況及び目標		備考
		現状値	増加量		目標	実績	
	主伐	木材生産量	0	目標 (育成経営体目標)	実績 (育成経営体目標)		
		木材生産性		目標 (育成経営体目標)	実績 (育成経営体目標)		
	間伐	木材生産量		目標 (育成経営体目標)	実績 (育成経営体目標)		
		木材生産性		目標 (育成経営体目標)	実績 (育成経営体目標)		

【チェックリスト】

- ア、追加事業において設定する各年度の目標値が既設高生産林業機械等における直近の実績事業の実績、又は各年度の目標値のいずれか高い数値と同等以上であること。
- イ、優先が確保され、供給量の増大が可能なおこと。
- ウ、育成経営体の各年次における目標生産量又は生産性の増加分の8割以上を達成していること。
- エ、資金の調達が確保されていること。
- オ、地域の原木安定供給対策協議会等と連携していることが確認できる資料（契約等）を添付すること。
- カ、森林・林業・木材産業界関係団体の認定を受けているなど、木材・木材製品の合法性又は持続可能性を証明する資料を添付すること。

(注) ・現在、過去に補助事業を活用して最終目標年度に至っていない機械はすべて記載してください。
 ・(1)、(2)ともに年度を記入してください。

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

住所
事業実施主体名
代表者氏名

年度（ 年度）林業経営体育成対策（林業機械リース支援）事業機種選定
理由書

1 事業計画概要

◇機種及び事業費

導入機械名	導入数量 (台)	事業費 (千円)	交付金額 (千円)
計			

2 機種選定理由 ※注：その機械でなければならない理由を具体的に記載すること。

(1) 選定機種の特性

(2) 事業実施主体の特性

(3) 事業実施主体の現状（なぜ当該機械が必要なのか）

(4) メリット

（導入することで何が変わるか変更前と変更後の作業システム等を示し説明すること）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

住所
事業実施主体名
代表者氏名

年度 (年度) 林業経営体育成対策(林業機械リース支援) 事業上限事業費超過理由書

1 事業計画概要

◇機種及び事業費

導入機械名	導入数量 (台)	事業費 (千円)	交付金額 (千円)
計			

2 機種選定理由※注：上限事業費内で購入できる機種との性能等との比較を行った上で、その機械でなければならない理由を具体的に記載すること

(1) 選定機種の特性

(2) 事業主実施体の特性

(3) 事業主実施体の現状 (なぜ当該機械が必要なのか)

(4) メリット ※注：その機械でなければならない理由を具体的に記載すること。
(導入することで何がかわるか変更前と変更後の作業システム等を示し説明すること)

(5) 価格低減に向けた取組を行っているか、又はその予定があるか
(複数見積、入札など)

別記第5号様式【第5条関係】

第 号
年 (年) 月 日

事業実施主体 様

熊本県知事 印

年度林業経営体育成対策(林業機械リース支援)事業実施(変更)計画承認通知書
年(年) 月 日付け 第 号で申請のありましたこのことについて、
熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第4条第1項の規定により、下記のとおり事業実施(変更)計
画を承認しましたので通知します。

記

補助金内示額 円

熊本県知事 様

住所
事業実施主体名
氏名

年度林業経営体育成対策(林業機械リース支援)事業の補助金

交付決定前着手承認申請書

このことについて、 年 月 日付け 第 号で承認のありました 年度林業経営体育成対策(林業機械リース支援)事業実施計画に基づき、下記のとおり補助金交付決定前に着手したいので熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第9条の規定により申請します。

記

1 補助金交付決定前に着手が必要な理由

2 着手の計画

事業区分	事業内容	事業費(円) 交付申請額(円)	着手予定年月日 完了予定年月日	備考
			年 月 日 から 年 月 日 まで	

3 着手の条件

- (1) 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合は、この損失は事業主体が負担する。
- (2) 交付決定を受けた額が交付申請の額または交付申請予定額に達しない場合においても異議がない。
- (3) 当該事業については、着手から補助金の交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わない。

別記第7号様式【第7条の2関係】

第 号
年 月 日

事業実施主体 様

熊本県知事

印

年度林業経営体育成対策(林業機械リース支援)事業補助金
交付決定前着手承認通知書

年 月 日付け 第 号で承認申請のありましたこのことについて、熊本県農
林水産業振興補助金等交付要項第9条第1項の規定により承認したので通知します。

熊本県知事 様

住所
事業実施主体名
氏名

年度林業経営体育成対策(林業機械リース支援)事業着手(完了)届
年 月 日付け 第 号で交付決定のありました 年度林業経営体
育成対策(林業機械リース支援)事業について、下記のとおり完了しましたので林業経営体育成対策(林
業機械リース支援)事業実施要領第9条の規定により提出します。

記

1 着手の計画(完了の内容)

事業区分	事業内容	事業費(円) 交付決定額(円)	着手年月日 完了年月日 年 月 日 から 年 月 日 まで	備考

2 添付資料(完了届)

- (1) 導入した林業機械及びその使用状況が分かる写真。
- (2) 事業費の使途が分かる資料(契約書、領収書等の写)

熊本県知事 様

住所
事業実施主体名
代表者氏名

年度林業経営体育成対策(林業機械リース支援)事業実績報告書

林業経営体育成対策(林業機械リース支援)事業実施要領第11条第1項に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 リース契約締結済の報告について

年 月 日付け 第 号で交付決定(年 月 日付け
第 号で変更交付決定)のありましたこのことについて、 年 月 日付けでリース契約を締結し、 年 月 日にリース物件を受領しましたので、関係書類を添えて報告します。

2 リース料総額(消費税を除く) 円

3 添付資料

- ① リース契約書の写し
- ② リース物件借受書の写し
- ③ リース物件の価格が分かる資料(売買契約等の写し)
- ④ リース料回収計画表の写し
- ⑤ 交付金相当額の支払いが分かる領収書等

確 認 検 査 調 書

事 業 名	
補 助 事 業 者 等 名	
事 業 費 (補 助 金 額)	円 () 円
交 付 申 請 年 月 日	年 (年) 月 日
交 付 決 定 年 月 日	年 (年) 月 日
交 付 決 定 番 号	
交 付 決 定 前 着 手 承 認 日	年 (年) 月 日
事 業 着 手 年 月 日	年 (年) 月 日
事 業 完 了 年 月 日	年 (年) 月 日
完 了 検 査 年 月 日	年 (年) 月 日
検 査 立 会 人	
<p>○検査所見</p> <p>上記事業を検査した結果、関係規則に照らし適正に実施されていると認められます。</p> <p style="text-align: center;">年 (年) 月 日</p> <p style="text-align: center;">所 属</p> <p style="text-align: center;">検査員 職・氏名 (署名又は記名押印)</p> <p style="text-align: center;">熊本県知事 様</p>	

熊本県知事 様

住所
事業実施主体名
代表者氏名

年度林業経営体育成対策(林業機械リース支援)事業実施状況報告書

林業経営体育成対策(林業機械リース支援)事業実施要領第13条の4に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助対象機械とリース期間

補助対象機械の名称	型式	リース開始年月	リース終了年月	リース終了後の措置
				再リース・返還・廃棄
				再リース・返還・廃棄

(注) リース終了後、再リースの場合は再リース契約書の写し、返還の場合は返還を証する書類、廃棄の場合は廃棄を証する書類・写真を添付すること

2 素材生産実績

区分	期間	上段：年間素材生産量(原木換算)(単位：m) 下段：労働生産性(単位：m ³ /人日)								
		主 伐			間 伐			合 計		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
事業体 全体に おける 素材生 産量 及び 素材生 産性	導入年度 (○年度)									
	1年目(導入翌年度) (○年度)									
	2年目 (○年度)									
	3年目 (○年度)									
	4年目 (○年度)									
	5年目 (○年度)									

(注) 1) 素材生産量及び労働生産性は年度単位(4月から翌年3月)で計上すること。
2) 計画値の欄には、別記第1号様式1の9に記載した計画値を記入すること。
3) リース期間が3年の場合は導入年度の翌年度から起算して3年間、4年の場合は同じく4年間、5年の場合は同じく5年間報告すること。

3 導入効果（本事業による林業機械導入の効果を記入すること。）

--

※素材生産量計画に対する実績の達成率が、単年度で50%以下となった場合、又は3年間連続して70%未満の場合は、その理由と翌年度の改善方法を記入すること。

4 リース料の支払い状況

事業の継続性の有無を確認するため、リース料の支払いを記入すること。

リース料		リース料	
支払日（期間）	支払額	支払日（期間）	支払額

熊本県知事 様

住所
事業実施主体名
氏名

年度林業経営体育成対策(林業機械リース支援)事業に伴う機械の
再貸付けについて

年度林業経営体育成対策(林業機械リース支援)事業により導入した機械について、下記のとおり貸付けを行いたいので協議します。

記

1 貸付けに係る管理規程

別添のとおり

2 貸付けに係る利用規程

別添のとおり

3 目的

4 管理責任者

5 利用料

※「(事業実施主体が負担する金額(=事業費-補助金) / 決定耐用年数) + 年間管理費」以下であること

6 貸付契約書(案)と年間利用計画(案)

別添のとおり

7 貸付先について、木材・木材製品の合法性又は持続可能性を証明する方法

(1) 森林・林業・木材産業関係団体の認定を受け証明する方法

認定団体の名称：

認定番号：

(認定書写しを添付してください。)

(2) その他の方法により証明する方法